

米国法人の海外移転を含む組織再編

1 米国法人の海外への拠点の移転の概要

1990年代以降、米国において米国法人の海外への拠点の移転である Corporate Inversion Transactions (以下「C I T」という。) が頻発している。このC I Tとは、米国を本拠とする多国籍企業グループがその組織を再編成して、主としてタックスヘイブン (バミューダ又はケイマン諸島等) に持株会社を設立して、その持株会社を親会社として、既存の米国親会社をその持株会社の子会社とし、その後に米国法人の所有する外国子会社等を外国持株会社所有とする再編成を行う取引である。この組織再編成の結果、外国持株会社を頂点として、その子会社に当該米国法人及び従前に当該米国法人の外国子会社であった外国子会社が並ぶ形態となる。

このC I Tについては、平成14年10月号の本欄にその概要等を掲載したが、その後、平成16年(2004年)11月に米国において大規模な税制改正があり、このC I Tが脚光を浴びていることから再度ここに取り上げる次第である。

2 C I T 対策の経緯

米国財務省の租税政策室は、2002年5月に、米国を本拠とする法人が、タックスヘイブン等に本拠を移転する取引を行い、その量及び規模が増加していることを憂慮してその対策の必要

性を検討した報告書 (Office of Tax Policy Department of the Treasury, "Corporate Inversion Transactions: Tax Policy Implications" May 2002) を公表している。

C I Tは米国法人にとって節税対策であるが、財務省報告書では、C I Tは経済問題というよりも政治的問題であると指摘している。例えば、米国議会では、米国法人の愛国心に訴える法案 (Corporate Patriot Enforcement Act of 2002, Uncle Sam Wants You Act of 2002) が提出されていることでも、いかに大変な問題であったのかが推測できるのである。

問題は、多国籍に展開している米国法人が、米国に所得を還流しても米国において再度課税を受けること、例えば、これらの所得に対して外国税額控除を適用しても米国の税率低下により控除限度超過額が生じることも多く不利なこと、さらに、外国子会社のいくつかがタックスヘイブン税制の適用を受ける等の理由から、この多国籍企業グループの実効税率が高くなり、これを減らすことがC I Tの目的である。しかし、C I Tが、租税回避等の手法で行われるのであれば規制する手段もあろうが、有税取引で行われ、組織再編成後に節税効果が生じるということから、これを規制することが難しいということであった。そこで、先に取り上げたような法案が議会に提出されたのである。

Topics of International Taxation

3 2004年米国の改正法

この改正法は、1986年の全文改正以降、相当規模の大きな改正といえるが、CITに関しては、次のように分類している。

- ① 外国法人の株式の80%以上が買収された会社の株主により所有されている場合
- ② 外国法人の株式の80%未満60%以上が買収された会社の株主により所有されている場合
- ③ ①②以外の場合

今回の改正により課税上の適用が新しくなった取引は、上記の①と②である。

最も問題になるのは①の80%以上の要件の場合である。

2004年改正法の下では、CITにより設立された外国親法人は、内国歳入法典第7874条(b)により内国歳入法典適用上、内国法人として扱われなければならない。結果として、CITは課税上何の効果もないことになる。この適用は、改正法の署名に先立つ約18カ月前である2003年3月4日後に行われた取引から適用となる。

その要件は次のとおりである。

- ① 対象となった内国法人の株主は、取引終了時点において、外国法人の株式の80%以上を所有し、かつ、
- ② 外国法人がメンバーである法人のグループがその所在地国で実質的な事業活動を行わないこと

この改正法の特徴は、一定の要件に合致する外国法人を内国歳入法典の適用上内国法人としていることである。例えば、わが国のタックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）において、特定外国子会社等の所定の留保所得を内

国法人の益金として課税することに法の域外適用の点から問題視する見解もあるが、今回の米国の改正法は、実質主義的な見解を基盤として、外国法人を内国法人としている。

米国では、外国法人が内国法人としての取扱いを選択するという規定は、内国歳入法典に規定されているが、外国法人を課税上内国法人と強制するということは相當に踏み込んだ法改正といえよう。

しかし、上記の①と②の要件のみでは米国から他の先進諸国に本拠を移す場合も該当する可能性があり（Rhodes & Langer, U.S. International Taxation and Tax Treaties, Matthew Bender, p.17-39 Ex.2），問題が残りそうである。

なお、80%未満60%以上の場合、米国法人の株主が得た株式の譲渡益は課税になり、さらに、米国法人が所有していた外国子会社等を再編成することにより生じる所得は課税になるが、外国法人が米国法人とみなされることはない。

中央大学商学部教授

矢内一好